

# 第76回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時

場所

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
当社 本社大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

油研工業株式会社

証券コード：6393

## 目次

---

計算書類等のインターネット開示について .....	1
当日の株主総会運営における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 対策について .....	1
第76回定時株主総会招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	3
[添付書類]	
事業報告 .....	7
株主総会会場ご案内図 .....	裏表紙

株主のみなさまへ

## 計算書類等のインターネット開示について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、連結決算スケジュールに遅延が生じたため、例年株主総会招集ご通知添付書類に記載している以下書類につきましては、インターネットの当社ウェブサイト（URL <https://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただいております。本添付書類には記載しておりませんので、ご了承下さいますようお願いいたします。

- 事業報告の「事業の経過およびその成果」「財産および損益の状況の推移」
- 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表（※1）」
- 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表（※2）」
- 監査報告「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本」「会計監査人の監査報告書謄本」「監査役会の監査報告書謄本」

注）※1および※2については、従来当社ウェブサイトに掲載しております。

## 本年の株主総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防止するため、政府が示した「新しい生活様式」を踏まえ、本年の株主総会を以下のとおり運営させていただきますので、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

- 株主様におかれましては、書面による議決権の事前行使をご活用いただき、感染予防のため当日のご来場を見合わせることを含めてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用やアルコール消毒液の使用など感染予防にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する当社役員および運営メンバー並びに受付等運営スタッフも、必要に応じマスクを着用して対応させていただきます。
- 体調不良などが見受けられる株主様には、当社スタッフよりお声がけさせていただき、入場をお控えいただくことがございます。
- その他、株主総会会場において、感染拡大防止のため必要と思われる措置を講じる場合がございます。
- 例年実施している出席株主様へのお土産は、本年は中止とさせていただきます。

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

**油研工業株式会社**

取締役社長 永 久 秀 治

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
当社 本社大会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「事業の経過およびその成果」「財産および損益の状況の推移」、連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」、および監査報告「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本」「会計監査人の監査報告書謄本」「監査役会の監査報告書謄本」につきましては、法令および定款に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（URL <https://www.yuken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

このような方針のもと、株主の皆様への安定的な利益還元と業績の状況を勘案し、1株当たり80円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類  
当社普通株式1株につき 80円  
総額 328,249,280円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役矢島良司氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

なが やま あつ し  
**永 山 篤 史** 1958年12月30日生 新任  
社外監査役・独立役員

### 略歴

1982年4月	第一生命保険相互会社入社	2012年4月	同社執行役員投資本部長
	社	2013年4月	同社執行役員投資本部長兼株式部長
2005年4月	同社ストラクチャー投資部長	2014年4月	同社常務執行役員投資本部長兼株式部長
2008年4月	同社リスク管理統括部長	2014年6月	同社常任監査役
2011年4月	第一生命保険株式会社執行役員リスク管理統括部長	2019年6月	相互住宅株式会社代表取締役社長（現在）



所有する当社株式の種類及び数  
普通株式 0株

### 重要な兼職の状況

相互住宅株式会社代表取締役社長

### ■社外監査役候補者とした理由

永山篤史氏は、業務執行者、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しております。経営全般の適切な監視と有益な助言が期待できることから、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、社外監査役候補者いたしました。また同氏は他社における監査役としての経験も有しており、中立的な立場からの監査意見が期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 永山篤史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
3. 当社は永山篤史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 永山篤史氏の出身先である第一生命保険株式会社は当社の借入先であります。直近事業年度末における当社の総資産に対する同社からの借入金の比率は0.36%と低いうえ、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同社からの借入が借入金総額に占める割合は1.8%であります。  
また、同社は当社の株主であります。その議決権比率は5.01%であります。  
永山篤史氏は、2019年6月より相互住宅株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、同社と当社間には取引関係はありません。  
したがって、永山篤史氏は当社の「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

### 【ご参考】当社独立社外役員の独立性基準

1. 社外取締役及び社外監査役について、当該候補者が現在又は過去10年において、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。
  - 1) 当社グループの主要な取引先の業務執行者
  - 2) 当社グループのメインバンクの業務執行者
  - 3) 当社グループから一定額以上の金銭等を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
  - 4) 当社又は当社子会社の業務執行者
  - 5) 当社子会社の業務執行者でない取締役
  - 6) 当社の主要な株主の業務執行者
  - 7) 就任の前10年以内のいずれかのときにおいて、当社又は当社子会社の取締役又は監査役であったことがある者
2. 最初に就任してから10年を超えて社外役員に就任しない。但し、その任期中にその期間に達する場合は、次期に任用しない。
3. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(※1) 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総取引高の2%以上を基準として判定

(※2) 「一定額以上の金銭等」：過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益

(※3) 「主要な株主」：出資比率10%以上の大株主

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

こ <b>木</b>	ぐれ <b>暮</b>	しん <b>信</b>	きち <b>吉</b>	1974年2月11日生	所有する当社株式の数 0株
---------------	----------------	----------------	----------------	-------------	------------------

#### 略歴

2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
長野法律事務所（現在）

#### 重要な兼職の状況

長野法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は木暮信吉氏が所属している長野法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、同契約に伴う取引金額は僅少であります。
2. 木暮信吉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 木暮信吉氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 木暮信吉氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額12億5千5百万円であります。事業部門別では、油圧製品部門10億8千万円、システム製品部門2千2百万円、環境機械事業部門他で1億5千1百万円となっております。

#### (2) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	1,620百万円
差引額	2,380百万円

#### (3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。



(7) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社) 株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	当社のシステム製品の製造 および修理・サービス
台湾油研股份有限公司	千ニュー台湾ドル 90,000	72.47	当社の油圧製品の製造・販売
油研工業(香港)有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	当社の油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパLTD.	千ポンド 300	100.0	当社の油圧製品の販売
ユケン・インディアLTD.	千ルピー 120,000	40.0	当社の油圧製品の製造・販売
油研液圧工業(張家港)有限公司	千人民元 101,468	95.08 (12.94)	当社の油圧製品の製造・販売
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	96.4	当社の油圧製品の販売
油研(上海)商貿有限公司	千人民元 8,184	100.0 (33.33)	当社の油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	88.99 (28.99)	当社の油圧製品の販売
油研(仏山)商貿有限公司	千人民元 22,954	100.0 (17.1)	当社の油圧製品の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社北陸油研	千円 30,000	42.13	当社の油圧製品の販売

(注) 1. ユケン・インディアLTD.は、当社の出資比率40.0%であります。実質的に支配しているため、子会社としております。  
2. 出資比率の( )は、間接所有割合であります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

### (9) 主要な営業所および工場

#### ① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

#### ② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社ユケンサービス	本 社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本 社	台湾省台中市
油研工業(香港)有限公司	本 社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパLTD.	本 社	ENGLAND Liverpool
ユケン・インディアLTD.	本 社	INDIA Malur
油研液圧工業(張家港)有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本 社	大韓民国ソウル市
油研(上海)商貿有限公司	本 社	中華人民共和国上海市
YUKEN SEA CO., LTD.	本 社	THAILAND Bangkok
油研(仏山)商貿有限公司	本 社	中華人民共和国広東省

### (10) 従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)
1,182名 (4名減)

### (11) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,457百万円
株式会社三井住友銀行	860
株式会社三菱UFJ銀行	1,293
株式会社横浜銀行	825
第一生命保険株式会社	90

## (12) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大は、各国におけるロックダウンや外出制限、企業の操業停止による経済活動の休止を背景に、世界経済を急激に悪化させています。こうした状況下におきましては、感染リスクには最大限配慮し、従業員の安全を確保した上で事業を継続しながら、グループ一丸となって徹底的なコスト削減に注力し、収益を確保することが喫緊の課題となっております。同時に10年後を見据えた中長期的戦略の推進も緩まず行っていく必要があると考えております。

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカーグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3G Action2021 ~Challenge the Next Stage~」を策定し、取り組んでおります。3G《Group・Global・Growing》の行動指針を推進し、利益《Gain》を刈り取る収益体制の構築を図ってまいります。

具体的には以下のとおり取り組んでおります。

- (1) Group（グループ）戦略～グローバル展開に対応したものづくり力の強化～  
機会損失解消のためのグループ内生産能力の強化や、海外生産拠点活用による製品コストの削減を推し進め、**YUKEN** ブランドの製品品質や製造技術を一層強化してまいります。
- (2) Global（グローバル）戦略～成長分野としてのグローバル展開の推進～  
成長市場での市場拡大を図るとともに、成熟市場におけるブランド価値向上と安定的な成長を目指します。そのためにも、市場に適合したグローバル製品の開発を一層推し進めてまいります。
- (3) Growing（グロウイング）戦略～成長を支えるグループ会社の経営基盤強化～  
グローバル経営を支える人財の育成に注力いたします。また、グループにおけるガバナンス機能を強化するとともに、成長を支えるための積極的な投資を実施してまいります。
- (4) Gain（ゲイン）戦略～持続的成長のための収益力の強化～  
当社グループの中核である当社において、一層の採算性向上や自動化による省人化、効率化を推し進め収益力を向上させるとともに、グループとして持続的に成長できる事業基盤、高収益体制を実現し、企業価値向上を図ってまいります。
- (5) グループ全体の社会的信頼の向上  
社会の一員としての自己責任を徹底し、グループ全体の社会的責任の向上に取り組みます。  
安全・安心の万全な品質保証、地球視点での環境保全、法令や社会規範の遵守、迅速かつ的確な情報開示、地域社会との共生などに対するグループ内での取り組みを一層推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,103,116株  
(自己株式 407,560株を除く)
- (3) 株主数 5,007名 (前期末比1名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	204千株	4.98%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	195	4.76
油 研 販 売 店 持 株 会	189	4.62
油 研 協 力 会 持 株 会	168	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	166	4.06
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	165	4.03
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	164	4.01
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT-DOMESTIC CUSTODY SERVICES	135	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	92	2.25
酒 井 重 工 業 株 式 会 社	82	2.00

(注) 持株比率は、自己株式 (407,560株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永 久 秀 治	取締役社長 (代表取締役) 指名諮問委員 (議長) 報酬諮問委員 (議長) リスク管理委員 (委員長)	
安 木 秀 己	取締役 (技術本部長) リスク管理委員	台湾油研股份有限公司 董事長 油研液圧工業 (張家港) 有限公司 董事長 ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN
萩 野 嘉 夫	取締役 (管理本部長兼総務部長) リスク管理委員 (統括責任者)	韓国油研工業株式会社 代表理事 YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN
平 山 直 志	取締役 (国内事業本部長兼東日本営業部長) リスク管理委員	
鈴 木 清 彦	取締役 (生産本部長兼生産部長) リスク管理委員	
宮 坂 篤	取締役 (グローバル事業本部長兼事業推進部長) リスク管理委員	油研工業 (香港) 有限公司 董事長 ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN 油研 (上海) 商貿有限公司 董事長 油研 (仏山) 商貿有限公司 董事長
河 淵 健 司	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	株式会社エスティック取締役監査等委員 (社外)
鈴 木 正 明	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	公認会計士・税理士鈴木正明事務所 所長 株式会社マーベラス 非常勤監査役 JESCOホールディングス株式会社 非常勤監査役
市 川 傑 士	常勤監査役 リスク管理委員	
山 浦 秀 雄	常勤監査役 (社外) リスク管理委員	
矢 島 良 司	社外監査役 リスク管理委員	株式会社第一生命経済研究所取締役会長 一般社団法人日本産業協会 会長

- (注) 1. 取締役河淵健司氏および鈴木正明氏、並びに監査役山浦秀雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役山浦秀雄氏は、金融機関における長年の経験と他社監査役としての見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 大場孝一氏、笠井一巳氏および鈴木幸一氏は、2019年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 高久憲一氏は、2019年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等

### ① 報酬等に関する方針

当社は取締役の報酬等について、社内取締役1名と社外取締役2名で構成された報酬諮問委員会による勧告に基づく取締役会決議により、取締役の報酬等の内容に関する方針を定めております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人財の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としており、経営環境の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証することとしております。

取締役の報酬等は、固定性の強い月例報酬と、会社業績の達成度に連動した変動報酬である決算賞与により構成しております。また、株主と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出しております。

社外取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ業績連動型の要素が含まれてはならないことから、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定給を支給するものとしております。

なお、当社の監査役の報酬等の額については、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役11名	92,269千円 (うち社外3名 16,080千円)
監査役4名	29,520千円 (うち社外2名 18,009千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15,600千円(取締役6名に対して11,685千円、監査役3名に対して3,915千円)が含まれております。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役河渕健司氏は、株式会社エスティックの取締役監査等委員（社外）ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外取締役鈴木正明氏は、公認会計士・税理士鈴木正明事務所を運営しており、また株式会社マーベラス及びJESCOホールディングス株式会社の非常勤監査役ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役矢島良司氏は、株式会社第一生命経済研究所の取締役会長であり、また一般社団法人日本産業協会の会長ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	河渕 健司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜質問し、発言を行っております。
社外取締役	鈴木 正明	就任後開催の取締役会には10回全てに出席し、主に公認会計士、税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	山浦 秀雄	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、豊富な経験・見地から意見を述べております。
社外監査役	矢島 良司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ロイヤル監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31,000千円

当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙した当社会計監査人の評価および選定基準に照らした監査役会評価により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。



## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための「行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制に係わる規定を整備しております。その取り組みは取締役、監査役、内部監査室長および総務部長を委員としたリスク管理委員会で横断的に統括管理し、必要な教育等を行うこととしております。内部監査室はリスク管理委員会と連携してコンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会へ報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としての通報・相談窓口を開設しております。

(当該体制の運用状況)

- ・各部、各子会社において「行動規範」の読み合わせ、内容確認を行い、内部監査室は実施状況を確認し、コンプライアンスの遵守状況とともに取締役会に報告いたしました。また、各階層別研修の中にコンプライアンスに関する教育内容を盛り込み、必要な教育を繰り返し行うことで順法精神の啓蒙を行っております。
- ・内部監査室長はリスク管理委員会において、内部通報の発生・対応状況を報告いたしました。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

「経営文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係わる文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会の議事録および資料は、セキュリティの確保された場所で適切に保管しております。
- ・「決裁権限表」および情報関連規定の一部見直しを実施し、決裁権限をより明確化するとともに、情報管理をより適正に行うこととしました。各規定の運用状況は、内部監査室による監査により確認しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係わるリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、取締役、監査役、内部監査室長および総務部長で構成されたリスク管理委員会を設立し、事業活動に伴うリスクの抽出および評価を行い、重要と判断されたリスクについては部門横断的に全社で対応し、対応状況を定期的にチェックすることとしております。また、各部門においても部門業務計画にリスク対応を反映させ、計画的に実施する体制を整えております。

(当該体制の運用状況)

- ・各部門におけるリスクの対応状況については、経営企画室が四半期毎に実施した部門業務計画の進捗レビューの中で確認しました。また、リスク管理統括責任者である取締役1名も連携して実施状況を把握し、必要な指示を行いました。
- ・リスク管理委員会を2回（9月および2月）開催し、当社グループとして把握しているリスクへの全社的な対応状況を把握するとともに、次年度に対応すべきリスクを抽出し、対応方法や対応部門を定めました。
- ・情報漏洩のリスクに対し、グループウェアを利用した情報セキュリティ教育を実施しました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・各本部の実行計画は、各部の業務計画に落とし込まれており、その進捗状況は経営企画室により確認され、四半期毎に取締役会へ報告いたしました。
- ・社長および本部長を兼務している各取締役ならびに常勤監査役が出席する本部長会議を原則として1週間に1回開催し、業務遂行上の重要課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めました。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係わる「行動規範」を定め、グループの取締役および従業員の順法意識の醸成を図っております。

また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(当該体制の運用状況)

- ・グループ会社においては、当社取締役が各社において1名以上役員を兼務しており、更に当社経営企画室が定期的にグループ会社の経営状況や経営上重要な課題等を把握し、適宜支援、指導しました。
- ・「グループ会社管理規定」や「グループ会社経営管理情報の決裁・報告基準」の運用により、グループ内での連携を密接に行ない、経営効率の向上に努めました。
- ・グループ会社社長会を12月決算会社、3月決算会社共に2回ずつ開催し、業務報告および意見交換を行い、グループ全体として課題の解決を図りました。

- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役は取締役会や本部長会議、リスク管理委員会等の重要会議に参加することで、経営上の重要事項に関する情報および職務の遂行状況を確認し、重大な法令・定款違反が発生していないことを確認しました。
- ・監査役への報告により、不利な取り扱いを受けた取締役および従業員はおりません。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、監査役会と監査法人および監査役会と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(当該体制の運用状況)

- ・ 監査役会は代表取締役社長と2回面談を実施し、経営課題に関する情報交換を行いました。また、監査役は内部監査室と1か月に1回以上連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図りました。更に、社外取締役とも連携を保つために定期的に会合をもち、情報交換を行いました。
- ・ 監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役からの請求に従い速やかに処理しました。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

#### 1) 企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカーグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3G Action2021~Challenge the Next Stage~」を策定しております。

具体的には、前中期経営計画3G《Group・Global・Growing》の行動指針を継続し、グローバル展開に対応したもののづくり力の強化（Group戦略）、成長分野としてのグローバル展開の推進（Global戦略）、成長を支えるグループ会社の経営基盤強化（Growing戦略）を図るとともに、持続的成長のための収益力の強化（Gain戦略）を推進してまいります。

## 2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みに関しては、当社ホームページに記載しておりますのでご参照下さい。

(<https://www.yuken.co.jp/ir/governance.aspx>)

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策（以下「本買収防衛策」といいます）を2007年3月8日の取締役会において決議し、2007年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更を伴った上で、2010年6月25日開催の当社第66回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第69回定時株主総会、2016年6月28日開催の当社第72回定時株主総会および2019年6月27日開催の当社第75回定時株主総会で継続が決議されております。

- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

更に、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力から不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

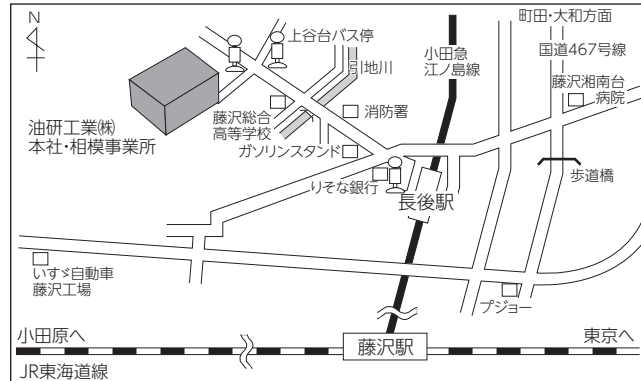
役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

---

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

## 株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
油研工業株式会社 本社大会議室



### 〔道 順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。